

障がい者差別解消相談 受付状況（令和6年度）

No.	受付日	分類	分野	相談の概要	対応	相談者	受付方法
1	R6.7.17	その他	交通機関の利用	バスを利用した際に、介助者だけに話しかけていて、配慮が足りないと感じた。	バス会社に状況確認し、障害者差別解消法の趣旨説明を行い、法の趣旨に則った対応及び従業員教育を依頼した。社内で情報共有し、場面に応じ配慮した対応に努める旨の回答を得た。	本人	メール
2	R6.8.13	その他	労働及び雇用	長年勤めている会社が自分の障がいを把握しているのか疑問である。また、把握しているとしたら、雇用形態等に配慮が足りないと感じる。	当該事業所に本人からの相談内容を伝え確認したところ、障がいについて把握しており、障がいを考慮した職場への配置等、配慮はされていると判断した。会社からはいつでも相談に載る旨の回答を得た。障がい者差別等には当たらないと判断した。	本人	来庁
3							
4							
5							
6							